

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国では、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。特に障害者権利条約の批准（平成26年1月）に向けては、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直しなど意識面・行動面の改革まで、国全体をあげた大きな変革がなされています。

■障害者自立支援法施行以降の国の動き

障がい者制度改革推進本部の設置（平成21年12月8日閣議決定）

- ・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障害のある人にかかる各種制度に関する検討を進めるため設置される。
- ・当面5年間で障害者の制度にかかる改革の集中期間と位置づけられる。

【各種国内法の整備】

- **障害者自立支援法の一部改正**（平成22年12月3日成立、同年12月10日施行 ※一部を除く）
 - ・利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し（発達障害が障害の範囲に加えられる）などの改正がなされる。

- **障害者虐待防止法の制定**（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）
 - ・障害者虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などが規定される。

- **障害者基本法の一部改正**（平成23年7月29日成立、同年8月5日施行 ※一部を除く）
 - ・目的規定や障害のある人の定義の見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める内容が盛り込まれる。

法の目的

共生社会の実現

地域における共生等

- ・社会参加の機会の確保
- ・生活の場の選択の機会の確保
- ・意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

差別の禁止

- ・障害を理由とする差別の禁止
- ・合理的配慮に基づく社会的障壁の除去
- ・差別禁止のための情報収集、整理及び提供

- **障害者優先調達推進法の制定**（平成24年6月20日成立、平成25年4月1日施行）
 - ・障害者就労施設等の受注機会の確保を図るため、地方公共団体等に、受注機会増大のための措置を講ずることが努力義務化される。

- **障害者総合支援法の制定**（平成24年6月20日成立、平成25年4月1日施行 ※一部を除く）
 - ・障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正や、障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる）などの内容が盛り込まれる。

法の趣旨

共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

理念

日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

- **障害者差別解消法の制定**（平成25年6月19日成立、平成28年4月1日施行 ※一部を除く）
 - ・障害のある人の差別解消に向け、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が盛り込まれる。
 - ※雇用関係における障害者差別禁止、合理的配慮の提供については、障害者雇用促進法に委ねられている。

障害者権利条約の批准書寄託（平成26年1月20日）

- ・平成25年12月4日に国会で承認を受け、平成26年1月20日に批准書を寄託、平成26年2月19日から効力を生ずる。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成10年に一宮市障害者基本計画を策定し、障害のある人の福祉向上に努めてきました。その後、平成17年4月に尾西市及び木曽川町と合併し、新しい一宮市が誕生したことを契機として、改めて一宮市障害者基本計画を策定しました。

現在、障害のある人を取り巻く環境は、国全体で大きな転換期を迎えています。本市でも国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策を展開していく必要があります。

そこで本市は、これまで推進してきた一宮市障害者基本計画の施策・事業の進捗状況を振り返るとともに、障害の有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を意識できるよう、本計画を策定しました。

■国・県の動向と一宮市の動向(年表)

年	国の動向		県の動向		一宮市の動向		
H18	障害者自立支援法スタート	障害者基本計画(第2次) (H15～24)	重点施策実施 5か年計画 (H15～19)	第1期愛知県 障害福祉計画	21世紀あいち福祉ビジョン (H13～22)	第1期一宮市 障害福祉計画	一宮市障害者基本計画
H19	障害者権利条約署名						
H20	児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画	第2期愛知県 障害福祉計画	あいち健康福祉ビジョン	第2期一宮市 障害福祉計画	
H21	障がい者制度改革						
H22	障害者自立支援法一部改正(12月施行)			第3期愛知県 障害福祉計画		第3期一宮市 障害福祉計画	
H23	障害者基本法の一部改正(8月施行)						
H24	児童福祉法一部改正(4月施行) 障害者虐待防止法(10月施行)	障害者基本計画(第3次)	第4期愛知県 障害福祉計画	次期計画	第4期一宮市 障害福祉計画	第2次一宮市障害者基本計画	
H25	障害者総合支援法(4月施行) 障害者優先調達推進法(4月施行)						
H26	障害者権利条約批准						
H27		次期計画	次期計画	次期計画	次期計画		
H28	障害者差別解消法(4月施行予定) 障害者雇用促進法一部改正(4月施行予定)						
H29							
H30							
H31							
H32							

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠と障害福祉計画との関連

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として位置づけられるものであり、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

また、平成27年3月に策定した第4期一宮市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として位置づけられるものであり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための供給見込み量や確保策を定める計画です。

両計画は、相互に密接な関係があり、関連して施策を進めていかなければならないことから、本計画の策定にあたっては、第4期一宮市障害福祉計画の趣旨・目的を踏まえて策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる一宮市総合計画をはじめ、一宮市高齢者福祉計画、一宮市子ども・子育て支援事業計画、健康日本21いちのみや計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性がある場合は柔軟に対応するものとします。

	H 25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
総合計画	第6次 (後期基本計画)			第7次計画												
障害者 基本計画				第2次計画 (本計画)					次期計画							
障害福祉計画			第4期		第5期											

4 国の障害者基本計画（第3次）のポイント

国では、障害者基本法に基づき、平成25年9月に障害者基本計画（第3次）を策定しました。

この計画では、障害者基本法の改正を踏まえた基本理念、基本原則が盛り込まれるとともに、「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の新たな分野が創設されています。

本計画においても、国の障害者基本計画（第3次）の基本的な考え方や、新規の施策を反映しています。

■国の障害者基本計画（第3次）のポイント

①障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正（平成23年）を踏まえ施策の基本原則を見直し（①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調）。また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

②計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）に見直し

③施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定（平成25年）を踏まえ、以下の3つの分野を新設

安全・安心

防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等

差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等

行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

④既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実
- ・精神障害者の地域移行の推進
- ・新たな就学先決定の仕組みの構築
- ・障害者雇用の促進及び就労支援の充実
- ・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ
- ・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進 等

⑤成果目標の設定

計画の実行性を確保するため、合計45の事項について成果目標を設定

⑥計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進